

各自治体のコールセンター支援制度一覧【Part2】

前号に引き続き、『各自治体のコールセンター支援制度一覧』を掲載します。

ご活用ください。

※本情報は 2011 年 6 月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

自治体	●事業名（期間） 対象要件	助成内容／限度額
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	対象業種：コールセンター他 補助要件：市町村の立地助成制度の対象であること※ 投資額 2,500 万円以上 ・雇用増 5 人以上 ※市町村でコールセンターの立地に対する助成制度がない場合は、北海道の助成も対象外となる。	○投資額に対する助成 ・投資額の 4% 【企業立地促進法適用地域特例】 新設の場合のみ：投資額の 8% 限度額：1 億円 通算限度額：5 億円 ・雇用増 1 人あたり 50 万円（6 人目から支給） 限度額：5,000 万円
	【連絡先】北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/index.htm 【北海道が考える誘致のメリット（アンケートから抜粋）】 北海道は、三大都市圏を除き就労人口が多く、コールセンターのように多くの雇用を必要とする事業に適しており、また話し言葉が極めて標準語に近いことから、雇用に向けた研修等においてもスムーズに進んでいくものと考えております。	
札幌市	●札幌市企業立地支援制度	
	①特定コールセンター（新設）に対する補助金 ②ニュービジネス（新設）に対する補助金 ③特定コールセンター・ニュービジネス（増設）に対する補助金	①② 1)2) の 2 種類の助成内容から 1 つ選択。限度額：1000 万円×3 力年度 1) 人件費：新規常用雇用者 1 人あたり 30 万円 2) オフィス賃借料：上限 1 万円/月・坪 ①コールセンター業務に必要な知識・技術に関する研修費用：1 人あたり 20 万円を上限（※自社採用の場合に限る）。限度額：500 万円 ③特定コールセンター・ニュービジネス（増設）に対する補助金：増設に伴い新たに 70 名以上の常用雇用者を雇用した場合、人件費を補助（新規常用雇用者 1 人あたり 10 万円）。限度額：1,000 万円
	【連絡先】札幌市経済局経済企画課 TEL 011-211-2352 http://www.city.sapporo.jp/keizai/biz_info/index.html 札幌市東京事務所 TEL 03-3216-5090	
千歳市	●千歳市工業等振興条例に基づく助成措置（コールセンター業に対する助成措置）	
	対象要件 1) 新設・増設の場合 ・投資額が 2,500 万円超（土地取得費は除く） ・新規雇用者が 3 人以上 2) 賃借施設による開設の場合 ・新規雇用者が 10 人以上	1) 新設・増設の助成内容 ①建物・設備に対して課せられる固定資産税に相当する額 助成期間：3 年間 < 合計限度額 2 億円 > ②新規雇用者 市内居住者 1 名につき 30 万円 助成期間：1 年間 < 限度額 3,000 万円 > 2) 賃借施設による開設の助成内容 ①開設から 3 年間の新規雇用者及び施設賃料の助成 < ※ア + イの合計限度額 1,000 万円×3 年間 > ア. 新規雇用者 市内居住者 1 名につき 30 万円 イ. 賃借施設賃料の 2 分の 1 に相当する額（1 万円/月・坪を上限） ②開設時の研修費用 助成期間：1 年間 < 限度額 500 万円 > 新規雇用者に対して行う研修費用（1 人あたり 20 万円上限）
	【連絡先】千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL0123-42-0522 http://www.city.chitose.hokkaido.jp/yuuchi/	
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度	
	①投資額を基準とした助成 ・製造業・自然科学研究所・ソフトウェア業・データセンター事業 ・コールセンター事業・国際物流関連事業 投資額 2,500 万円以上、雇用増 5 人以上 ②雇用増を基準とした助成 ・ソフトウェア業・データセンター事業・コールセンター事業 雇用増 5 人以上、新設のみ	①函館臨空工業団地、函館テクノパーク、函館港港町ふ頭港湾関連団地に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 10 ~ 25% を助成 上記以外に立地する場合 ・雇用増数に応じて投資額の 5 ~ 12.5% を助成（新設の場合は 10 ~ 25%） 限度額 2 億円 ②雇用増 1 人あたり / 30 万円（~ 100 人）、20 万円（101 ~ 200 人） 限度額 5,000 万円 ・賃借料が発生した日から 1 年間のオフィス賃借料の 50% 限度額 500 万円
	【連絡先】函館市経済部工業振興課 TEL 0138-21-3314 http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/keizai/kougyou/kigyouricchihojo/kigyouricchi_top.htm	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金	
	<p>本市の区域内において先端技術産業等の成長性の高い事業を行う企業を支援。 補助対象となる企業は、情報通信技術関連企業(コールセンター含む)などで、市内で新たに事業所等を開設し、又は、増設し、かつ次に掲げる要件①～③のいずれかに該当する企業。</p> <p>①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民10人以上雇用する企業 ②本市イントラネットワークを経由して外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業 ③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が20億円を超える企業</p>	<p>1) 事業所等の新・増築、又は既存物件の取得に係る補助金【投資額(3,000万円以上、増築の場合1,000万円以上)の1/2以内】上限3,000万円以内 2) 設備機器の購入補助【投資額(1,000万円以上)の1/2以内】上限5,000万円以内 3) 事業所等の賃貸補助【月額25万円以上の賃貸で1/3以内】3年以内で上限3,000万円 ※2)、3)はいずれか一つを選択 4) 人材育成、教育研修に係る補助 ア) 操業開始日前の研修等【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 イ) 操業開始日以降1年以内の研修等【新規雇用10人以上で本市の市民となった場合、1人につき上限30万円】 ※ア)、イ)の補助金総額での上限3,000万円 5) 本市イントラネットワーク活用に係る通信・電話回線の補助 【通信回線費用の1/2以内、電話回線費用の1/3以内】3年以内で上限3,000万円 6) 固定資産税相当額の補助【上記の1)及び2)の事業に係るものに限る】3年以内で上限1,000万円</p>
【連絡先】岩見沢市企画財政部企業立地情報化推進室 TEL 0126-23-4111(内線576)		

美唄市	●①美唄市の工場等新設に対する助成 ②美唄市の工場等増設に対する助成	
	<p>①②とも 工業の事業場 ソフトウェアハウス 試験研究施設 衛星通信施設 物流関連施設 コールセンター施設 データセンター施設</p>	<p>①区分:投資額/要件:5,000万円以上/助成率(額):10%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:用地取得/要件:投資額が5,000万円以上で、取得から3年以内に操業開始/助成率(額):取得額の25%に相当する額/限度額:5,000万円 区分:雇員数/要件:投資額が5,000万円以上で、新たな雇用の増が5人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:2,000万円 区分:工業用水使用料/要件:契約水量日50m³以上/助成率(額):1m³当たり20円相当(使用開始後3年間)/限度額:1年につき300万円 ②区分:投資額/要件:2,500万円以上/助成率(額):5%に相当する額/限度額:3,000万円 区分:雇員数/要件:投資額が2,500万円以上で、新たな雇用の増が2人以上/助成率(額):新たな増数に30万円を乗じた額/限度額:1,500万円 区分:工業用水使用料/要件:投資額が2,500万円以上で、契約水量日50m³以上の増/助成率(額):1m³当たり20円相当(増となつてから3年間)/限度額:1年につき300万円</p>
【連絡先】美唄市商工交流部産業・雇用対策課 TEL 0126-63-0111 http://www.city.bibai.hokkaido.jp/		

滝川市	●①設備投資に対する助成 ②雇用に対する助成 ③産業ステップアップ支援事業助成	
	<p>対象要件 ①②滝川市内に工場等を新設・移設・増設される企業。 ※設備投資額、新規雇員数による制限あり。 ③滝川市内で起業・創業、新分野進出、新商品開発などを計画している個人・企業など</p>	<p>①設備投資に対する助成:滝川市内に、工場等を新設・移設・増設する場合で、新設の場合、事業用の建物・償却資産に係る初年度固定資産税課税標準額の7%(移設・増設の場合3%)を基本とし、業種・地域により最高10%(移設・増設の場合最高5%)を助成。 ※総額5,000万円限度 ②雇用に対する助成:①の設備投資に対する助成に該当する方で、滝川市内に居住の新規常用雇員に係る年間給与額の7%を基本とし、業種・地域により最高10%を助成。 ※1人当たり30万円、総額500万円限度 ③産業ステップアップ支援事業助成:滝川市内で行われる起業や新分野進出など、新たな事業の取り組みに対する助成。※助成金額:対象事業費の1/3以内で上限100万円</p>
【連絡先】滝川市商工観光課産業観光振興室 TEL 0125-28-8031		

旭川市	●旭川市工業等振興促進条例	
	<p>①投資額2,500万円以上 ②雇用増5人以上</p> <p>ただし、コールセンター業等については、①は要せず、②が中心市街地への立地の場合は10人以上、それ以外への立地は20人以上となる。</p>	<p>○雇用助成金:雇員1人当たり30万円を3年間助成(各年2,000万円上限×3年間) ○課税免除:固定資産税・都市計画税を3年間課税免除(環境配慮型施設の場合は5年間に延長) ○工場等設置助成金:事業所税相当額を3年間助成 ○土地取得助成金:土地取得価額の最大25%助成(1億円上限)※工業専用地域及び旭川リサーチパークのみ ○工場等改修助成金:賃貸物件への1,000万円以上の改修工事費の1/2を助成(上限2,000万円)※土地取得助成金との選択制 ○操業前研修助成金:1人あたり20万円まで助成(上限500万円) ○環境配慮型施設整備助成金:5,000万円以上の環境配慮型施設整備費の1/2を助成(5,000万円上限) ○操業助成金:通信回線使用料・ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料の中から1つを選択し、年間使用料の1/2を助成(各年500万円×3年間)</p>
【連絡先】旭川市経済観光部産業振興課企業立地担当 TEL 0166-25-9115(直通) http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/sangyousinkou/yyuchi/		

留萌市	●情報通信産業振興補助金	
	<p>①情報通信産業振興設備機器購入等費用補助金 対象業種の事業所等を留萌市の区域内に設置する場合であつて、その設置のための設備機器購入費等の額が5,000万円以上で、かつその設置に伴う雇用増が20人以上のもの ②情報通信産業振興民間施設借賃補助金 従業員が20人以上の企業で、留萌市において対象業種の事業所を民間施設の借賃により新設又は増設したもの ③情報通信産業振興社員研修補助金 従業員が20人以上の企業で留萌市における事業所設置の日から、1年以上常時雇用を新規に採用し、当該採用者を対象に新規社員研修を実施したもの</p>	<p>①事業所等の設置のための設備機器購入等費用の2分の1以内を補助する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする。 ②事業所等の賃貸借契約締結後、賃貸借金額が発生する月から起算して36ヶ月を限度に借賃の2分の1以内を補助(敷金、権利金等その他これに類する経費を除く)する。ただし、1企業につき1千万円を限度とする。 ③36ヶ月を限度に研修対象者1人につき1回限り20万円以内を補助する。ただし、1企業につき500万円を限度とする。</p>
【連絡先】留萌市産業建設部経済港湾課経済振興係 TEL 0164-42-1840 http://www.e-rumoi.jp/		

自治体	●事業名(期間) 対象要件	助成内容/限度額
北見市	●企業立地促進条例 ●北見市企業立地報奨金制度	
	●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金 要件:①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用補助金 要件:常用雇用者15人以上 ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金 要件:①対象施設の固定資産評価額(土地、建物、設備の総額)が3,000万円以上②常用雇用者が3人以上。上記2つを同時に満たす場合 2) 雇用に関する報奨金 要件:常用雇用者15人以上	●企業立地促進条例 1) 土地・建物・設備補助金補助率・金額等:固定資産税相当額。(上限:1,000万円/年、最大5年間) 2) 雇用補助金 補助率・金額等:常用雇用者1人につき20万円。(上限:1,000万円/年、最大5年間) ●北見市企業立地報奨金制度 1) 土地・建物・設備に関する報奨金額等:固定資産税相当額。(上限500万円(1回限り)) 2) 雇用に関する報奨金額等:常用雇用者1人あたり20万円に加え、固定報奨金300万円。(上限:1,000万円(1回限り))
	【連絡先】北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1392 http://www.city.kitami.lg.jp/soshiki/sangyoricchii/	
室蘭市	●室蘭市産業振興条例 産業支援サービス(コールセンター)の新設・増設に対する助成	
	新設・増設とも、固定資産評価額が3,000万円以上の施設・設備の投資を行うとともに常用雇用15人以上の増員が伴うこと。 ※インバウンド系のコールセンターを望みます	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器に対する助成(限度額1億円) 情報通信機器の固定資産評価額の40%を3年分割で助成 施設設置に対する助成(限度額2億円) 固定資産税・都市計画税額の一定割合を助成 1年目:100% 2年目:75% 3年目:50% 雇用に対する助成(限度額6,000万円) 補助対象従業員1人につき20万円を助成 用地取得に対する助成(限度額1億円) 用地取得のうち、補助対象面積の固定資産評価額の40%を3年間分割で助成
	【連絡先】室蘭市経済部産業振興課 TEL 0143-25-2704 http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6240/hokkaido.html	
帯広市	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成	
	①新設の場合は投資額2,000万円以上でかつ雇用5人以上増加すること、増設の場合は投資額1,000万円以上で雇用3人以上増加すること ②建物設備の投資額1億円以上(土地は含まず。新増設にかかわらず) ③財団法人帯広市産業公社から土地を取得し、平成24年度末までに申請をする場合は特例が適用されます。投資額2,000万円以上(投資額に土地代を含む)	①投資額の8%、一人あたり10万円(正規職員の場合15万円) 限度額:投資額1億円、雇用増5,000万円まで ②固定資産税3年間免除 ③投資額の8%
	【連絡先】帯広市商工観光部工業労政課 TEL 0155-65-4167 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp	
釧路市	●釧路市企業立地促進条例 ①設備投資資金助成 ②雇用助成 ③土地取得助成 ④事業所賃借料助成 ⑤通信回線使用料助成 ⑥課税免除	
	①【新設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が5,000万円以上〔釧路地区〕雇用増10人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上 【増設の場合】 ・固定資産取得価額(土地を除く)が3,000万円以上〔釧路地区〕雇用増10人以上〔阿寒・音別地区〕雇用増5人以上 ②雇用増10人以上 ③【市外からの進出の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること 【市外からの進出以外の場合】 ・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること ・雇用増10人以上 ④雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑤雇用増50人以上 ※新設の場合のみ ⑥・〔釧路地区〕固定資産取得価額(土地・建物)が2億円超 ・〔阿寒・音別地区〕固定資産取得価額(土地を除く)が2,700万円超	①固定資産取得価額(土地を除く)の8/100以内の額(限度額4,000万円) ②新たに雇用される者のうち、市内居住者1人につき20万円(新たに雇用される者が規則で定める市内居住者であるときは30万円)(限度額300万円) ③土地取得価額の25/100相当額(ただし事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)(限度額1億円) ④事業施設賃借料の1/2相当額(3年間)(限度額年500万円) ⑤通信回線使用料の1/2相当額(3年間)(限度額年1,000万円) ⑥固定資産税・都市計画税課税免除(3年間) 1年目:100/100以内 2年目:75/100以内 3年目:50/100以内(限度額なし) ※免除対象〔釧路地区〕土地・建物、〔阿寒・音別地区〕土地・建物・設備
	【連絡先】釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/	
青森県	●青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①県の誘致企業であること。 ②テレマーケティング関連企業(県内の事業所が通信とコンピュータを利用して、集約的に顧客サービス等の業務又は顧客等のデータを集約的に管理する業務を行う企業)であること。 ③操業開始時において県内から常時雇用する従業員が20名以上であること。	1) 通信回線使用料補助(①と②の合計額): ①専用回線分:1/2 ②一般回線分:1/2 2) オフィス賃借料補助:オフィス賃借料の1/4 3) 雇用奨励費:県内からの新規に6ヶ月以上の継続雇用者が20人以上で、立地市町村が雇用に対する同様の補助を行う場合に、一人につき市町村と同額を補助(県内からの新規常用雇用者1人につき30万円が上限) ○限度額:1)①②合計:年間3,000万円(3年間) 2)年間700万円(3年間) 3)1企業1億円(3年間合計、但し、毎年度増加した人数分について補助) ※1企業に対する3年間通算の補助限度額:2億円〔1)+2〕=1億円、3)=1億円
	【連絡先】青森県商工労働部産業振興課産業立地推進グループ TEL 017-734-9380 http://aomori-ritti-guide.jp/	
	【青森県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 勤勉で粘り強い人材が確保できること、充実した支援制度があること。	

自治体	●事業名(期間) 対象要件	助成内容/限度額
青森市	●青森市情報通信関連産業立地促進費補助金、雇用促進助成金(青森市商工業振興条例)及び青森市情報通信関連産業雇用促進補助金	
	<p>1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金 ①市の誘致企業であること ②操業開始後1年以内の企業であること ③申請時の雇用者が20名以上であること</p> <p>2) 雇用促進助成金 ①特定事業所(情報提供サービス業等)の新設・移設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上(高度技術者は1名以上)、3ヶ月以上継続して雇用していること</p> <p>3) 青森市情報通信関連産業雇用促進補助金 ①市の誘致企業であること ②平成19年4月1日以降に操業を開始する情報通信関連産業であること ③事業所の新設に伴い、新たに地元被雇用者を11名以上(高度技術者は1名以上)、3ヶ月以上継続して雇用していること</p>	<p>1) 青森市情報通信関連産業立地促進費補助金:賃料の1/4 限度額:年間700万円(3年間)</p> <p>2) 雇用促進助成金:10人を超える1人につき、市内居住者20万円(移設・増設は10万円)、市外居住者5万円、高度技術者は1人につき20万円。限度額:1億円(操業開始後5年以内に1回限り)</p> <p>3) 情報通信関連雇用促進補助金:10人を超える1人につき、市内居住者10万円、市外居住者2.5万円、高度技術者は1人につき10万円。限度額:5,000万円(操業開始後5年以内に1回限り)</p>
	【連絡先】青森市経済部雇用創出・企業立地課 TEL 017-761-4456 http://www.city.aomori.aomori.jp/	
弘前市	●弘前市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	<p>①市の誘致企業であること</p> <p>②テレマーケティング関連企業であること</p> <p>③操業開始後6か月から1年以内において、市内に住所を有する従業員等が20人に達していること</p>	<p>(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容:オフィス賃料及び共益費に交付対象期間に該当する月数を乗じた額の1/4以内の額 限度額:年間700万円(3年間)</p> <p>(2) 地元従業員新規雇用事業 助成内容:市内に住所を有する従業員等(新規雇用で3か月以上雇用)のうち、10人を超えるもの1人につき30万円(新設企業)、または15万円(既存企業) 限度額:1億円(操業開始から3年以内)</p>
	【連絡先】弘前市商工観光部商工労政課仕事おこし・雇用支援室 TEL 0172-32-8106 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/	
八戸市	●八戸市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金及び雇用奨励金	
	<p>八戸市内において、テレマーケティング業務を営む誘致企業のうち、業務開始から6ヶ月を経過し、下記要件を満たすもの</p> <p>(1) 補助金 ①市内に住所を有する従業員20名以上の雇用、②市内賃貸オフィスへの入居</p> <p>(2) 奨励金 新規雇用で6ヶ月以上継続しているものの数が20人以上であること</p>	<p>(1) 補助金 助成内容:オフィス賃料の1/4、限度額:年間700万円(3年間)</p> <p>(2) 奨励金 助成内容:市内に住所を有する新規雇用者のうち、10人を超えるもの1人につき30万円 限度額:1億円(操業開始から3年以内)</p> <p>※補助金・奨励金とも青森県テレマーケティング関連産業立地促進費補助金との重複可</p>
	【連絡先】八戸市商工労働部産業振興課 TEL 0178-43-9048 http://www.city.hachinohe.aomori.jp/index.cfm/8,244,16,33,html	
五所川原市	●五所川原市雇用奨励対策事業費補助金	
	<p>①市の誘致企業であること</p> <p>②テレマーケティング関連企業であること</p> <p>③市内から雇用する地元従業員が10名以上の企業であること</p>	<p>助成内容:6ヶ月以上の継続した雇用が確認された者が10人を超える1人につき、市内居住者15万円、市外居住者5万円。限度額:1,050万円</p>
	【連絡先】五所川原市経済部商工観光課商工労政係 TEL 0173-35-2111 http://www.goshogawara.net.pref.aomori.jp/	
三沢市	●三沢市企業立地促進条例	
	<p>①市又は県の誘致企業であること</p> <p>②市内に事務・事業所を設置すること</p> <p>③地元雇用の従業員(派遣社員含む)数が20名を超えること</p>	<p>(1) 立地促進奨励金 オフィス賃料の1/4、限度額:1,000万円(3年間)</p> <p>(2) 雇用促進奨励金 規定数(20名)を超える地元雇用の従業員(派遣社員含む)1人につき年間5万円、限度額:5,000万円(3年間)</p> <p>(3) 環境保全施設等奨励金 付帯施設・設備の取得費用の1/2、限度額:5,000万円</p>
	三沢市経済部産業政策課産業立地推進係 TEL 0176-53-5111 http://www.net.pref.aomori.jp/misawa/ind/ih/index.html	
岩手県	●盛岡市の企業誘致優遇策 コンタクトセンター・ニュービジネスに対する優遇措置	
盛岡市	<p>①新規雇用に関する助成措置 ②通信回線使用料の助成措置 ③事業所賃借料の助成措置</p> <p>①操業開始の日から3月以内に市民を20人以上新規雇用し、1年以上継続して雇用すること。</p> <p>②補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用者が20人以上であること。</p> <p>③補助を受けようとする年度の3月31日における新規雇用者が20人以上であること。</p>	
	<p>①操業を開始した年度のみ新規雇用者1人につき20万円を助成(上限2,000万円)</p> <p>②通信回線使用料の1/2以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円)</p> <p>③事業所の賃借料の1/3以内の額を操業開始の日の属する年度の翌年度から3年度間助成(単年度上限500万円)</p> <p>※②③の助成を重複して受けることはできません</p>	
	【連絡先】盛岡市商工観光部企業立地雇用課 TEL 019-651-4111 内線 3772 ~ 3774 http://www.city.morioka.iwate.jp/ トップページ→「産業と雇用」→「産業情報」→「工場等設置優遇制度・商工団体」	
宮城県	●特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金	
仙台市	<p>(交付対象事業所) 特定コールセンター(インバウンド)、バックオフィス等の新設、増設、市内移転。 (交付要件) 投下固定資産相当額 3千万円以上(市内中小企業者の場合は1千万円以上)</p>	<p>基本助成と雇用加算の和。</p> <p>1. 基本助成 新設:基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の100% 増設・市内移転:基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の90% 期間:3年間(あすと地域に設置する場合、2年追加され、5年間) 限度額:なし</p> <p>2. 雇用加算 加算額:新規雇用者が20人以上、かつ公共職業安定所に求人申込みを行うことを条件に、正社員30万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算 限度額:正社員については限度額なし。その他の新規雇用者については限度額5,000万円(重点加算地域に設置する場合、5,000万円追加され、1億円)。 なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1)本市内に住所を有している者 (2)年間の給与と収入が130万円以上の者 (3)1年以上継続して雇用される予定の者</p>
	【連絡先】仙台市経済局産業振興課 TEL 022-214-8276 http://www.city.sendai.jp/keizai/sangyou/S/ 仙台市総務企画局東京事務所 TEL 03-3262-5765 http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html	

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

●名取市情報通信関連企業立地促進制度
1. 雇用奨励金 2. 追加雇用奨励金 3. 加算奨励金

名取市	対象区域：市の市街化区域内 1. 雇用奨励金対象：営業開始後6ヶ月を経過し、20名を超える(市内に居住する)者を新規雇用した場合、その超えた人数に応じて助成。ただし、移設の場合、移設後から移設前の人数を差し引いた内、新規雇用者を助成対象。 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 3. 加算奨励金：各運営経費ごと奨励金を交付 3-1. 投下固定資産に対する助成 3-2. 年間の通信回線使用料に対する助成 3-3. 年間の建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く)及び設備機器賃借料に対する助成 3-4. 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成	1. 雇用奨励金：新規常時雇用者 30万円/人 新規短時間・派遣労働者 24万円/人 限度額：5,000万円(新設・移設・増設) 2. 追加雇用奨励金：奨励金の交付を受けた事業者が、交付を受けた日から1年以内に新たに20名を超える者を雇用した場合、その超えた人数分を助成 限度額：5,000万円 3. 加算奨励金(新設・移設) 3-1 投下固定資産額：固定資産課税標準額の1/10を助成 限度額：5,000万円(当初) 3-2 通信回線使用料：年間の通信回線使用料の1/6を2年間助成限度額：2,000万円(単年度1,000万円限度) 3-3 建物賃借料および設備機器賃借料：年間の建物・設備機器賃借料の1/6を2年間助成 限度額：2,000万円(単年度1,000万円限度) 3-4 雇用替え：情報通信関連事業所の新設または移転の日から1年以内に短時間・派遣労働者から常時雇用者に雇用替えになった場合、人数分を助成6万円/人 限度額：1,000万円
-----	---	--

【連絡先】名取市市役所総務部政策企画課 TEL 022-384-2111(代表) <http://www.city.natori.miyagi.jp/>
トップページ/組織別インデックス/総務部/政策企画課/政策企画課の業務案内/名取市情報通信関連企業立地促進制度の概要

●登米市コールセンター立地促進特別奨励金制度

登米市	対象：営業開始後、3か月を経過し新規雇用(新規パート、派遣労働者含む)の数が20名を超える事業所	1)20名を超える新規雇用者の数に対して：新規雇用者1人につき30万円(限度額なし)、新規パート、派遣労働者1人につき24万円(限度額なし) 2)土地を除いた固定資産課税標準額の10分の1(限度額5千万円) 3)建物、駐車場、設備賃借料の2分の1を2か年交付(単年度2千万円を限度) 4)回線使用料の6分の1を2か年交付(2か年で2千万円を限度) 5)新設、移転日から1年以内にパート、派遣労働者を常時雇用者にした場合、1人につき6万円(限度額5百万円)
-----	--	---

【連絡先】登米市産業経済部商工観光課 TEL 0220-34-2734 <http://www.city.tome.miyagi.jp/> トップページ⇒「商業・工業各種奨励金」

秋田県

●①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②あきた企業チャレンジ応援事業補助金

秋田県	①業種要件：情報通信関連企業(情報サービス業、コールセンター、データセンター等) 資本要件：資本金1,000万円以上 投資要件：投資額3億円以上(土地代を除く) 雇用要件：新規常用雇用者10人以上 ②業種要件：情報通信関連企業(情報サービス業、コールセンター、データセンター等) 投資要件：投資額3,000万円以上(土地代を除く) 雇用要件：新規常用雇用者2人以上	①-1 建物・機械設備等の投下固定資産：20% -2 新規常用雇用者1人につき年間25万円 3年間 限度額：35億円 ②-1 ・新規常用雇用者数 2~4人 建物・機械設備等の投下固定資産：10% 限度額：500万円 ・新規常用雇用者数 5~9人 建物・機械設備等の投下固定資産：10% 限度額：3,000万円 ・新規常用雇用者数 10人以上 建物・機械設備等の投下固定資産：20% 限度額：6,000万円 -2 新規常用雇用者1人につき年間25万円 1年間(※5人以上に限る) 限度額：1,000万円
-----	--	---

【連絡先】秋田県産業集積課立地支援班 TEL 018-860-2252 <http://www.pref.akita.jp/industry-location/>

【秋田県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】
・雇用の創出・拡大 ・経済波及効果

●①横手市企業立地促進奨励金 ②横手市新規雇用奨励助成金

横手市	①新規常勤雇用者が、新設の場合は5人以上、増設の場合は3人以上。 建物(土地を除く)、備品などの取得価格の合計額が2,000万円超など。 ②上記①の対象外の中小企業者で、新規雇用者が横手市在住者であることなど。	①・固定資産税の減免(5年間) ・雇用奨励金 新規従業員1人あたり年額10万円 限度額3,000万円(3年間合計) ・雪対策奨励金 限度額1,400万円(3年間合計) ・緑化推進奨励金 限度額500万円 ・用地取得奨励金 限度額1億円 ②1名につき15万円(新卒者は30万円)
-----	---	---

【連絡先】横手市産業経済部企業誘致室 TEL 0182-32-2116

山形県

●山形県コールセンター立地促進補助金

山形県	助成要件：県の誘致により、県外から県内に立地してコールセンター事業を展開する企業 操業の開始に伴い新規地元常用雇用者が10名以上であること	①雇用：地元常用雇用者等1名当たり30万円 ②通信回線使用料：開設後1年間の通信回線使用料の1/2 ③事業所賃借料：開設後1年間の事業所賃借料の1/2 増設の取扱い：開設後3年以内に、処理能力増強のため雇用者を10名以上増加させる場合は、増加した地元常用雇用者等の数×30万円を助成 限度額：3億円(3年間通算)
-----	--	---

【連絡先】山形県工業振興課産業立地室 TEL 023-630-3127 <http://www.pref.yamagata.jp/sr/quest/index.html>

●山形市コールセンター立地促進事業助成金(平成26年3月31日まで)

山形市	市の誘致により、市内へのコールセンターの新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 1) 市外に主たる事務所又は事業所を有する企業 2) 事業開始時において、地元常用雇用者を新たに10名以上雇用	①通信回線使用料：1年分の通信回線使用料の1/3の額 ②事業所賃借料：1年分の事業所賃借料の1/3の額 ③新規雇用創出費：地元常用雇用者等1人当たり20万円(3年以内に新たに地元常用雇用者等を10名以上増加させる場合も該当) 限度額：総額1億円(3年間通算)
-----	--	---

【連絡先】山形市商工観光部商工課企業立地係 TEL 023-641-1212(内線417・418) <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額
酒田市	●酒田市情報通信関連企業立地促進助成金	
	対象要件: 市内でコールセンター事業を行う企業 新規地元雇用者数 30人以上かつ新設オペレータ 席 30席以上	雇用: 新設したオペレータ席 1席あたり 45万円(開設時以降は純増分、3年間) 通信回線使用料: 開設後 3年間の通信回線使用料の 1/2 事業所賃借料: 開設後 3年間の事業所賃借料の 1/2 限度額: 1億円(3年間通算)
	【連絡先】 酒田市商工観光部商工港湾課企業誘致対策室 TEL 0234-26-5361 http://www.city.sakata.lg.jp/kigyo/	
福島県	●喜多方市工場等立地促進条例に基づく工場等設置・雇用促進助成制度	
	本市の区域内に新たに工場等を開設または増設する 情報提供サービス業などで、次に掲げる①・②・ ③の要件の全てを満たす企業。 ①工場等の設置にかかる次に掲げる事項のいづれ かに該当すること。 ・設備投資総額 1,500 万以上 ・用地取得面積 1,250 m ² 以上 ・建築面積 250 m ² 以上 ② 3 年以内の操業(増設、移転の場合は 1 年以内) ③ 操業開始後 1 年以内に 5 人以上の新規雇用(う ち半数以上は市内居住者)を行う。	・工場等設置助成 新規雇用数に応じて、設備投資総額の 20%以内で最大 1 億円を助成。 ・雇用促進助成 市内居住者の新規雇用者一人につき 10 万円、最大 500 万円(一回限り)を助成。
	【連絡先】 福島県喜多方市商工課企業立地推進室 TEL0241-24-5247 http://www.city.kitakata.fukushima.jp/syokou/attracting/sien-gaiyou.html	
新潟県	●コールセンター等企業立地促進事業補助金	
	対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 20人(政 令市の場合 50人)以上雇用 建設条件: 新・増設に着手又は賃貸借契約締結後 1年以内に操業開始 県内企業への適用: あり ※インバウンド業務に限る	①事業所賃借料(1年間)×1/2 ②通信回線使用料(1年間)×1/2 ③新規常用雇用者増加人数(3年間※)×30万円 ※2年目以降は 20人以上の雇用増があった場合、増加常用雇用者数×30万円 限度額: 1億円(3年間通算)※知事特認 2億円
	【連絡先】 新潟県産業労働観光部産業立地課 TEL 025-280-5247 http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/1215457297393.html	
新潟県	●情報通信関連産業立地促進事業補助金	
	対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 10人 (中小企業者以外の場合 30人)以上雇用 新潟市中心市街地区域内に立地(新設・増設・移設) 建設条件: 賃貸借契約締結後 1年以内に操業開始	○事業所賃借料×1/3(3年間) 限度額: 年間 600万円
	【連絡先】 新潟市経済・国際部企業立地・ポートセールス課 TEL 025-226-1689 http://www.city.niigata.jp/info/port/support/supportjouhou.htm	
佐渡市	●1. 情報通信関連企業補助金 2. 新規雇用促進補助金 3. 工場等施設整備補助金 4. 企業誘致視察補助金	
	1. 情報通信関連企業補助金 対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3人 以上雇用 2. 新規雇用促進補助金 対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3 人以上雇用(1年以上継続雇用) 3. 工場等施設整備補助金 対象要件: 新規常用雇用者数等の要件: 市民 3人 以上雇用 4. 企業誘致視察補助金	1. ①事業所賃借料または使用料(3年間)×1/2 ②設備リース料(3年間)×1/2 限度額: それぞれ年間 300万円 2. 継続常用雇用者数×30万円(1年間) 限度額: 1000万円 3. 施設の整備費用×1/2 限度額: 1000万円 4. 往復旅費×1/2(1人につき限度額 5万円、1事業所 2人まで) 限度額: 10万円
	【連絡先】 佐渡市観光商工課 TEL 0259-63-5116 http://www.city.sado.niigata.jp/l_guide/c_system/finance/index.shtml	
山梨県	●山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金(平成 26年 3月 31日まで)	
	対象: ○コールセンター ○情報サービス業 ○イン ターネット付随サービス業 補助要件: ○山梨県内に事業所を新設、又は増設 ○事業開始後 1年以内に、新規常用雇用者を 20 名以上雇用(情報サービス業及びインターネット 付随サービス業については、新規 常用雇用者を 5人以上雇用)	○投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×10%(限度額 1億円) ○賃料を対象とした補助(賃借の場合) (オフィス賃料+設備機器賃料)×1/2×3カ年(限度額 3千万円(年 1千万)) ※平成 26年 3月 31日までの認定について、認定後 3カ年にわたり補助
	【連絡先】 山梨県企画県民部情報政策課情報産業振興室 TEL 055-223-1332 http://www.pref.yamanashi.jp/jousanshin/index.html	
甲府市	●甲府市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱(平成 26年 3月 31日まで) 事業所賃借料に対する限度額 100万円の補助金交付(適用期限:平成 26年 3月 31日)	
	対象業種: 情報通信業(情報サービス業・インター ネット付随サービス業)、コールセンター事業 対象地域: 市内全域 交付要件: 次のいずれにも該当する場合 (1) 事業所を新設、増設又は移設すること (2) 賃貸借契約を締結後、1年以内に事業を開始して いること (3) 新規常用雇用者を中小企業者にあつては 5人 以上、中小企業者以外の者にあつては 20人以上雇 用していること (4) 過去に補助金の交付を受けていないこと	事業所賃借料(事業開始日から起算して 1年間に要した経費) 補助率 1/3 補助限度額 100万円
	【連絡先】 甲府市産業部産業振興推進室商工振興課 TEL055-237-5695(直通) http://www.city.kofu.yamanashi.jp/contents/content/category/13/615/121/	

自治体	●事業名(期間) 対象要件	助成内容/限度額
山梨市	●山梨市情報通信関連企業立地促進事業補助金 (平成 26 年 3 月 31 日まで)	
	山梨県情報通信関連企業立地促進費補助金交付要綱の交付の適用を受け、その交付申請を行う企業で、次の要件に該当する企業 ①市内に事業所を新設、又は増設 ②事業開始後 1 年以内に、新規常用雇用者を 5 人以上雇用 但し、コールセンターについては、新規常用雇用者 20 人以上 ※いずれも新常用雇用者は市内在住者 30%以上	①投下固定資産を対象とした補助(取得の場合) 土地を除く社屋及び償却資産の投下固定資産額×2.5%(限度額:2,500万円) ②賃料を対象とした補助(賃借の場合) (オフィス賃料+設備機器賃料)×1/4×3カ年(限度額750万円(年250万円))
【連絡先】山梨市役所農林商工課 TEL0553-22-1111 内線 2218		
大月市	●大月市企業立地促進条例	
	平成 14 年総務省告示第 139 号「産業分類」大分類 H の内小分類 391 のソフトウェア又は小分類 392 の情報処理・提供情報通信業(細分類 3929 除く)で新設の場合投下固定資産額 5000 万円以上又は新規常用雇用者 20 人以上・増設の場合増設部分の投下固定資産額 3000 万円以上又は増設部分の新規常用雇用者 5 人以上	新設の場合最初に固定資産税が賦課される年度から 3 年間各年度の固定資産税に相当する範囲内・増設の場合増設された部分の最初に固定資産税が賦課される固定資産税額の範囲内の 1 年分 雇用促進奨励金で市民常用雇用者の数に 10 万円を乗じて得た額の 1 回限り
【連絡先】大月市産業建設部産業観光課企業立地担当電話 0554-20-1831 http://www.city.otsuki.yamanashi.jp/		
富士河口湖町	●富士河口湖町企業立地促進条例	
	投下固定資産額 5,000 万円以上、常時雇用者数 30 名以上 ※対象業種:○建設業、ただし事務所を有するもの ○情報通信業 ○運輸業のうち道路貨物運送業・倉庫業 ○卸売・小売業のうち繊維・衣類等卸売業・食料・食料卸売業・建築材料・鋼物・金属材料等卸売業・機械器具卸売業 ○金融・保険業 ○不動産業 ○サービス業のうち専門サービス業・学術・開発研究期間・機械等修理業・広告業	○事業所の立地基礎調査 ○事業所・敷地のあつせん ○事業所周辺の公共施設の整備 ○事業奨励金:固定資産税 100 分の 100 を乗じた額を 3 年間 ○雇用奨励金:指定企業の従業員数に占める割合が 1 割以上で町内居住者を新規に常時雇用するとき一人あたり年額 10 万円 2 カ年度の合計が 1,000 万円限度 ○住宅手当奨励金:常時雇用されている町外者が町内に移転居住し、住宅手当を支給したとき ○社宅奨励金:1 年以内に社宅を建設したとき固定資産税 100 分の 100 を乗じた額 ○緑化奨励金:1 年以内に緑化推進事業をしたとき敷地面積の 100 分の 20 以上に對し緑化事業をした場合、緑化事業費の 100 分の 30 の額。年額 500 万円限度
【連絡先】富士河口湖町観光課商工担当 TEL 0555-72-3168、企画課企画調整担当 TEL0555-72-1129		
長野県 長野市	●雇用創出企業立地支援助成金 ①雇用創出に関する助成 ②施設改修に関する助成	
	①②市内に事業所を新設・移設・増設すること ①②3 年以内に市内から新規に次の常用雇用者を 1 年以上雇用すること(中小企業者の場合:10 人以上、それ以外の場合:20 人以上)※都市計画区域外の場合:5 人以上 ②上記に該当する事業者で、事業所の改修に必要な経費が 2000 万円以上となること	助成額 ①雇用創出に関する助成:100 人までの新規常用雇用者:1 人につき 10 万円 101 人以上の新規常用雇用者:1 人につき 20 万円 ②施設改修に関する助成:施設改修に要する費用の 1/2 以内 限度額:① 5,000 万円 ②上記の常用雇用者数×100 万円または 5,000 万円のいずれか低い額
【連絡先】長野市産業振興部産業政策課企業立地推進室 TEL 026-224-6751 http://www.city.nagano.jp 「各課のご案内」産業政策課のページへ		
岐阜県 岐阜市	●岐阜県企業立地促進事業補助金	
	コールセンター等に対する補助 ①土地、家屋、償却資産取得の場合 初期投下固定資産額 5,000 万円以上かつ <コールセンター> 新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター> 新規地元常用雇用者 5 人以上 ②事業所賃借の場合 <コールセンター> 新規地元常用雇用者 20 人以上 <データセンター、ソリューションセンター> 新規地元常用雇用者 5 人以上 ※①②いずれも立地市町村の優遇策の適用を受けること。	①初期投下固定資産額の 10 分の 1 以内(限度額:5 億円) ②操業開始後 60 カ月以内の次に掲げる額(限度額:3 億円) a. 事業所賃借料の 2 分の 1 以内(敷金、権利金等を除く) b. 通信回線使用料の 2 分の 1 以内 (※コールセンターについては原則として 2,500 万円/年を上限とする) c. 新規地元常用雇用者 1 人につき 30 万円(雇用期間 12 カ月以上の者を対象とする)
【連絡先】岐阜県商工労働部企業誘致課 TEL 058-272-8370 http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11342/guide/index.htm		
【岐阜県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】 ・大都市に比べランニングコスト(賃借料、人件費等)が安価・雇用の確保が容易(岐阜市(人口 40 万人)を中心に、一定規模の人口がある。また名古屋市から岐阜市まで電車で約 20 分と、通勤が十分可能)・コールセンター事業に対する優遇制度あり		
静岡県 静岡市	●静岡市企業立地促進事業補助金(事務所賃借事業) 市内において、コールセンターの業務を行うために事務所を賃借する企業に対し、賃借料の一部を助成する	
	・本市に事務所を有しない企業が、市内において新たに事務所を賃借すること。 ・事務所の賃貸借契約が平成 19 年 4 月 1 日以後に締結されており、その契約期間が 2 年以上であること。 ・事務所の床面積が 300 m ² 以上または従業員の数 が 30 人以上であること。 ・事務所で行う業務について、概ね 1 年以上の実績を有すること。	建物賃借料の 1/2 (敷金・礼金・保証金・権利金・不動産仲介手数料・火災保険料等の直接事務所の賃借に要しない経費を除く) 1 年度につき 500 万円 補助対象期間:2 年間
【連絡先】静岡市経済局商工部産業政策課企業立地担当 TEL 054-354-2407 http://www.city.shizuoka.lg.jp/deps/sangyoseisaku/		

自治体	●事業名(期間)	
	対象要件	助成内容/限度額

奈良県

●奈良県進出企業支援融資制度

製造業(工場・研究所)、情報通信業(データセンター、コールセンター)などを対象施設として、次のいずれかに該当し、かつ投資額(用地取得費を除く)が5億円を超える事業で、知事が認めるもの
 ①本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合
 ②企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合
 ③県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を拡大する場合

【融資条件(融資の実行)】
 (株)日本政策投資銀行が審査の上決定し、融資を実行
 融資率:投資額に対して最大50% 金利:日本政策投資銀行による有利な金利(案件により変動) 貸付限度:なし
 【県による利子補給】
 県が利子の一部を負担
 範囲:融資実行額のうち10億円を限度 期間:10年間 補給率:年0.2%

●奈良県企業活力集積促進補助金

製造業の工場、研究所、コールセンター、本社機能を立地する企業を対象とし、平成26年3月31日までに着工(着工後2年以内に要操業)する事業で、次の①または②のいずれかに該当するもの
 ①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が5億円以上(※県南部地域での立地においては3億円以上)かつ県内新規常用雇用者が10人以上(※県南部地域への立地については県内新規非常用雇用者(注)を0.5人分に算入可)
 ②常用雇用者が100人以上(コールセンターは非常用雇用者(注)を算入可)
 (注)非常用雇用者は、1年以上雇用継続見込の雇用保険被保険者に限る

①固定資産投資額(土地の取得に要する経費等を除く)の10%
 ※被災企業は5%を上乗せ
 ②付帯経費の5%
 ③雇用者加算として、県内新規常用雇用者1人あたり30万円(※県内新規雇用者のうち非常用雇用者(注)は1人につき10万円)
 ※付帯経費…文化財発掘調査・地下水調査、造成工事・排水設備等工事
 ※雇用者加算…3年間の増加人数分
 【限度額3億円(①～③の合計)】
 ※ただし、知事が特に認める場合
 ①県内新規常用雇用者が50人以上:限度額5億円
 ②県内新規常用雇用者が100人以上:限度額10億円
 (注)非常用雇用者は、1年以上雇用継続見込の雇用保険被保険者に限る

【連絡先】奈良県産業・雇用振興部 企業立地推進課 TEL:0742-27-8813 URL:http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-2652.htm

【奈良県が考える誘致のメリット(アンケートから抜粋)】

①奈良県企業活力集積促進補助金として、コールセンターを立地する企業に対して最大10億円の支援を行います。②奈良への進出を促進するため(株)日本政策投資銀行と連携し、奈良県進出企業支援融資制度を設けています。進出企業が有利な融資を受けられるよう、(株)日本政策投資銀行が行う融資の一部について奈良県が利子補給を行います。③大都市圏への便利なアクセス(大阪へ電車で24分(大阪難波～生駒))④豊富で勤勉な労働力

和歌山県

●和歌山県の助成制度 試験研究施設、オフィス施設

①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信費補助金 ④オフィス賃貸補助金 ⑤航空運賃低減化助成金

交付要件:新規地元雇用者と転入雇用者の総数
 ※5人以上(紀南地域等は3人以上)
 投下固定資産額等:②3千万円以上(事業用の賃貸額を含む)
 その他:⑤新規立地企業の経営者及び被雇用者が業務上利用した場合に限る
 ※新規地元雇用者と転入雇用者は正社員に限る

①新規地元雇用者数×30万円(3年間適用)
 ②投下固定資産額等×30%
 ③通信回線使用料×50%(3年間適用)
 ④賃貸料×50%交付(3年間適用)
 ⑤東京-南紀白浜の航空機を利用した回数×6000円
 ※進出協定等の締結日から1年以内
 限度額:新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人未満:1億円
 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 20人以上30人未満:2億円
 新規地元雇用者と転入雇用者の総数 30人以上:3億円
 新規地元雇用者と転入者は正社員に限る

【連絡先】和歌山県商工観光労働部企業政策局企業立地課新産業立地班 TEL 073-441-2748 <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchi/>

●和歌山市の助成制度特定サービス事業

①設置奨励金 ②用地取得奨励金 ③雇用奨励金 ④環境整備奨励金

・投下固定資産総額1億円(中小2千万円)以上
 ・新規雇用者10人(中小3人)以上

①固定資産税・都市計画税相当額(3年間)(各年度2億円限度)
 ②事業用地取得費×10%(移設の場合は増加分、2億円限度)
 ③新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)
 ×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上)
 新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円(4千万円限度・初年度のみ)
 ④緑地等工事費×50% インフラ整備費×50%(1千万円限度)

●雇用奨励金に限る

・市内に住所を有する総雇用者50人(雇用体系にとらわれない)以上かつ3人以上の雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入の新規雇用者数がある場合

・新規雇用者数(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)
 ×60万円(40歳未満)、×30万円(40歳以上)
 ・新規雇用者数(雇用保険のみ)×10万円

【連絡先】和歌山市まちづくり局産業部企業立地課 TEL 073-435-1050 http://www.city.wakayama.wakayama.jp/menu_1/gyousei/kigyo_sien/annai.html

●田辺市の助成制度 情報通信業・特定サービス業

①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④市有地の無償貸付

・投下固定資産総額3千万円以上(中小1千万円以上)
 ・新規雇用者及び転入雇用者3人以上

①ア.固定資産税相当額(5年間)
 イ.情報通信業及び特定サービス業で、新規立地した場合、立地に必要な施設の改修費×1/3(500万円限度)
 ②新規雇用者数×15万円(3年間100人限度)(2年目以降は純増分)
 ③ア.県融資制度のうち、新規開業資金又は成長サポート資金の利用に伴う信用保証料相当額
 イ.情報通信業及び特定サービス業で、操業開始後1年以内に3人以上雇用する場合、民間施設の賃借料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度)
 ウ.イのうちコールセンター、データセンターの場合は、賃借料及び通信回線使用料×1/2(3年間)(各期間1,000万円限度)
 ※県の賃借料補助及び通信回線使用料補助を受けた場合は、上記イ及びウの補助率は、それぞれ1/4
 ④情報通信業・特定サービス業で、投下固定資産総額2億円以上、かつ、新規立地に伴い当該事業所等に10人以上雇用する場合、市が指定した市有地を無償貸付(7年間限度)

【連絡先】田辺市産業政策課 TEL 0739-26-9931 <http://www.city.tanabe.lg.jp/sangyo/index.html>

自治体	●事業名(期間)
	対象要件
助成内容/限度額	

白浜町	●白浜町の助成制度 ①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金
	・3人以上の正社員雇用 ・営業開始3カ月前の申請
	①ア.閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の1/2相当額(5年間) イ.新たに新增設した場合 固定資産税の2/5相当額(5年間) ②正社員雇用1人につき10万円(町内在住者に限る)(限度額1,000万円)
【連絡先】白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 http://www.town.shirahama.wakayama.jp/soumu/kigyoyuti-yugusesaku.html	

鳥取県	●①鳥取県企業立地事業補助金制度 ②情報通信関連雇用事業補助金 ③事務管理部門雇用創出事業補助金
	要件 ①地方公共団体が取得・造成した工業団地、知事が適当と認める土地に立地すること。投資額3000万円超。新規常用雇用者数20人以上(パート含む) ②新規常用雇用者数20人以上(パート含む) ③1)県内において事務管理業務を新たに行うこと(受託を含む) 2)新規常用雇用者数5人以上(うち県外からの転入者2人以内)
	①1)投下固定資産額×10% ②1)2)操業開始から1年間のリース料・賃貸料×1/2(※期間5年以上のものに限る。5年間のリース料・賃借料の合計額が3000万円を超える場合を対象とする) ②専用通信回線使用料及び借室料の1/2(5年間) ③1)人件費:新規常用雇用者数1人につき50万円(5年間) 2)通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2(5年間) 限度額:①2億円②専用通信回線使用料:2,000万円。借室料:1,200万円③人件費:5,000万円(5年間で100人を上限)。通信料:500万円/年。借室料及び設備機器リース料:1,000万円/年 ※①②とも知事特認による限度額の増額あり
【連絡先】鳥取県商工労働部産業振興総室 TEL 0857-26-7220 http://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoushinkou/	

岡山県	●岡山市都市型サービス産業推進事業補助金
	・岡山市内でコールセンター・バックオフィス、ソフトウェアハウス、その他情報サービス業等を行う法人。 ・当該法人の主たる事業を引き続き3年以上操業していること。 ・市税を完納していること。 ・新設:岡山市民を20人以上新規に常用雇用すること。 ・既存センターの増設:岡山市民を新たに10人以上新規に常用雇用することで、合計20人以上の岡山市民を常用雇用すること。 ・常用雇用とは、直接雇用で健康保険・厚生年金保険・雇用保険すべてに加入していること。
	①新設 ・研修期間中の人件費、研修費を対象とする人材育成支援にかかるソフト支援と施設整備にかかる費用等対象とするハード支援。 ・1年目は1社あたり「ソフト支援+ハード支援」で上限3,000万円まで。(ただし、ハード支援は上限1,000万円まで。) ・2年目は「ソフト支援」のみ。岡山市民を10人以上常用雇用した場合に限り、上限1,500万円まで。 ・ソフト支援は1人当たり1月30万円、3ヶ月を上限とする。(補助率100%) ・ハード支援は施設整備にかかる費用が賃料12ヶ月分のいずれかを選択。(補助率50%) ②既存センターの増設 ・「ソフト支援」のみ1回限り。上限1,500万円まで。
【連絡先】岡山市経済局企業立地推進課 TEL 086-803-1328 http://www.city.okayama.jp/keizai/kigyouricchi/index.html	

広島県	●広島県産業集積促進助成制度(平成23年4月1日から5年間)
	・広島県又は広島県土地開発公社が造成した団地に、平成23年4月1日以降に初めて事業場を新設し、事業を行う者。 ・直接事業の用に供する部分の延べ床面積500㎡以上 ・新規雇用常用労働者が10人以上
	①建物・設備助成(限度額:10億円) ・事業所の建物・設備に係る投資額の15% ②土地取得費助成(限度額:建物・設備助成と合わせて50億円) ・土地取得費の25% ただし、地元市町において助成を行う団地の場合は助成率が40%、港湾造成地の場合は助成率が10%である。
【連絡先】広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1298532703514/index.html	
【広島県が考える誘致のメリット】 地震等の災害が少なく、安定した電力供給が得られる環境であるとともに、平成22年の生産年齢人口(15歳~64歳)は全国第11位、全国高等学校卒業者の進学率が全国3位であること等から良質な労働力を確保できる。また、本県には、製造業が多く集積していることから、コールセンター企業へのサービス業務のアウトソーシングが期待できる。	

広島市	●広島市企業立地促進補助制度
	・土地又は建物を新たに広島市内に賃借してコールセンターの新設又は移設を行う企業 ・新規操業開始に伴う常用労働者が30人以上(移設の場合、移設後の常用労働者数が移設前と比較して30人以上増加すること) ・平成22年度(2010年度)~平成23年度(2011年度)の間に操業を開始する企業
	①賃借料負担軽減(限度額なし) ・事業所の建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額の1/2の額を3年間分 ・市外企業(本店を広島市外に有する企業で、本市に初めて事業所を設置するもの)は事業所の建物・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額の1/2の額を5年間分 ②雇用奨励金(限度額なし) ・新規操業開始に伴い新たに雇用する常用労働者一人当たり年額60万円を1年間分 ※移設の場合は②のみ
【連絡先】広島市経済局産業振興部産業立地推進課 TEL 082-504-2241 http://www.city.hiroshima.lg.jp/business/econ/index.html	

山口県	●山口県情報・通信産業等支援補助金
	対象要件:事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後3年以内の者 投資要件:3千万円以上(建物・機械・設備) ※過疎地域に立地する場合は、投資要件の適用なし 新規雇用従業者数:30人以上 対象地域:県下全域(制度を整備した市町)
	①(専用回線使用料+家賃)×1/2以内 ②新規雇用従業者数×30万円以内 1回限り 限度額:①5千万円(1年間)最長3年間
【連絡先】山口県商工労働部 企業立地推進室 TEL 083-933-3145 http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/kigyo-r/	

JTA主催のテレマーケティング・スクールでは、センタースタッフ育成のための、各種講座を随時開催しています。コールセンターの人材教育の一環として、ぜひご活用ください。

各講座の概要・プログラムなどの詳細は、JTAスクールホームページ [JTAスクール](#) [▶検索](#) まで。

http://www.jtasite.or.jp/jta_school/index.html

JTA NEWS TOPICS

JTA NEWS Vol.174 Contents

各自治体のコールセンター
支援制度一覧【Part2】……………1
協会日誌 他……………10

次号予告

「JTA NEWS」Vol.175では、「各自治体からのアンケート結果概要」等を掲載する予定です。
※掲載内容は変更になる可能性があります

協会日誌

7/12 事業委員会

- ① テレマーケティング・ガイドブック VOL.21
・企画の進捗状況を報告し、今後の進め方について討議した。
- ② JTA スクール
・スクールの名称は、今年度中ばJTA テレマーケティング・スクール」とする。
・スクールの新メニューについて討議し、次回の委員会で素案を提出することとなった。

8/10 広報委員会

- ① 会員ニュースの公開状況
・7月に会員より寄せられた会員ニュースのWebへの掲載状況について報告した。
- ② JTA メールニュース
・VOL.144の情報収集状況を報告した。
- ③ JTA NEWSの発行
・9月号：自治体によるコールセンター誘致支援制度 VOL.2 を掲載することを承認した。
・10月号：センター見学会の開催報告、用語集等を掲載することを承認した。
- ④ 新しいロゴマークについて
・協会名称変更に伴い、新しいロゴマークについて討議した。

お答えします。
テレマーケティングの
あらゆる「？」

テレマーケティング電話相談

03-5289-0404

受付時間 10:00～16:00(土曜・日曜・祝日を除く)

新入会員のご紹介 (2011年6月入会)

2011年7月末現在・正会員数 192社

SMBC日興証券株式会社

Inhouse

代表者名：お客様サービスセンター部長 名倉 真弓



SMBC日興証券

本店所在地：東京都千代田区丸の内 3-3-1

ホームページ：http://www.smbcnikko.co.jp

プロフィール 提供している商品・サービス

1918年創業以来90年以上にわたり個人・法人のお客様と共に歩み、2009年10月には三井住友フィナンシャルグループの一員となり、銀証融合ビジネスを追求し国内有数の総合証券会社として金融商品やサービスを提供しております。

弊社コンタクトセンターは2000年10月に設立し「お客様にどうお役に立てるか、我々にできることは何か」を考えを考え抜き、情報サービスをお客様に分かりやすく提供しています。お客様のニーズを捉え、先取りし、創造する、そして察知する仕組みとしての『営業ミックスモデル』の一翼を担い、第三者機関から高い評価を誇る専門スタッフが、お客様に最高の満足と安心感をお届けしております。

◆訂正情報のご案内

前号でご紹介した自治体の一部から、訂正の依頼がありました。最新の情報は以下の通りです。

自治体	●事業名	対象要件	助成内容
佐賀県	●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金(コールセンター分)	1) 立地決定日から2年以内に操業を開始 2) 立地決定日から操業を開始して1年を経過した日までに新規地元雇用者数が20人以上	①建物、設備機器取得等補助：投資額の1/10 ②オフィス賃料補助：賃料の1/2(3年間) ③通信回線使用料補助：使用料の1/2(3年間) ④雇用促進奨励金：20万円×増加新規地元雇用者数(3年間) 限度額：①1億円、②3千万円、③8千万円、④なし
	[連絡先] 佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7097 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html		
佐賀市	●佐賀市情報通信関連企業等立地促進補助金(コンタクトセンター分)	1) 立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに新規県内雇用者数が20人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得 又は賃借に要した経費の1/2(1回限り) ②立地奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器にかかる固定資産税相当額(3年間) ③雇用奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに換算等新規 市内雇用者数×50万円(1回限り) ④建物賃借料補助金：本来業務の用に供するオフィスの賃料(市以外からの補助金額は控除)の1/2(2年間) 限度額：①1.5千万円、②固定資産税相当額、③2.5千万円、④1千万円
	[連絡先] 佐賀市工業振興課企業誘致室 TEL 0800-200-7106 http://www.city.saga.lg.jp/category/jigyuu_index.jsp?cate=28		
唐津市	●ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター業立地促進補助金	1) 新規地元雇用者数が20人以上 2) 市と立地協定を締結 3) 市税の完納	①建物、設備機器取得等補助：投資額の1/2 ②オフィス賃料補助：賃料の1/2(2年間) ③雇用促進奨励金：a)50万円×換算等新規地元雇用者数(2年間) b)50万円×換算等配置転換者等数(2年間) ④立地奨励金：操業開始から2年経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額(3年間) ⑤利子補助金：設備機器取得のために金融機関から借り入れた資金(設備投資補助金除く)に対する利率の年1%以内の部分の利子補助(7年) ⑥研修費補助：新規地元雇用者に対する研修経費の1/2相当額(2年) 限度額：①5千万円、②なし、③a,b各1億円、④固定資産税相当額、⑤100万円/年、⑥20万円/人
	[連絡先] 唐津市企業誘致課 TEL 0952-25-7097 http://www.karatsu-city.jp/kouhou/kigyorit/index.htm		